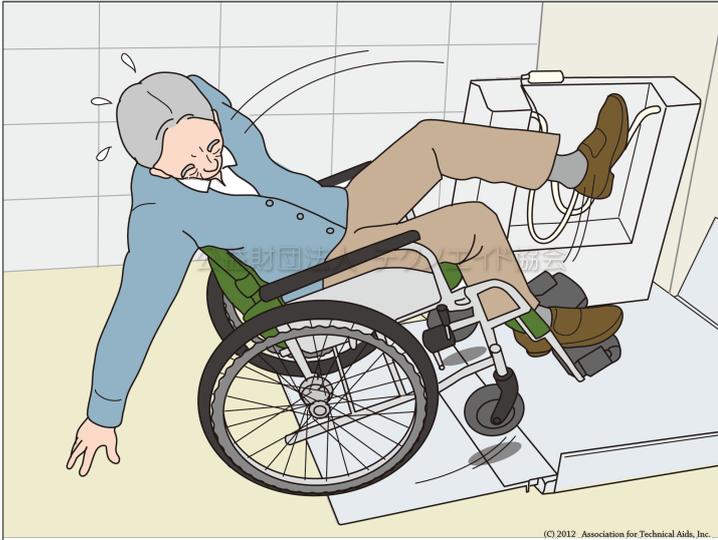


Case : 128

段差解消機のスロープにさしかかったところで、後方に転倒しそうになる

## 場面の説明

段差解消機から降りようとしてスロープにさしかかったところ、車いすが後方に傾いてしまった



利用シーン	 移動  外出
主な利用場所	 階段  玄関  段差・縁石
介護保険の種目	 移動用リフト（つり具の部分を除く。）
分類コード (CCTA95)	183006 (段差解消機)
介護テクノロジー	—
二次元バーコード	

## 解説

車いすの後方への転倒は意外に多く発生しているヒヤリ・ハットです。危険度合いは車いすの重心位置に関係し、このような事象の起こりやすい車いすには転倒防止バーが付属していることが一般的です。しかし、転倒防止バーは介助の邪魔になるなどの理由で取り外されていることも少なからずあり、安全意識の再確認が必要です。

## 参考要因（要因の例であり、これだけが正解ということではありません）

- 人：転倒の危険性を理解していなかった
- 人：勢いをつけてスロープを下りた
- モノ：重心位置が後方寄りになっている車いすだった
- モノ：転倒防止バーがついていなかった
- モノ：スロープの傾斜がきつかった
- 管理：介助で邪魔だった転倒防止バーを外していた